

第3次鎌倉市まち美化行動計画 素案

1 市の役割

きれいな生活環境をつくる施策を総合的に実施し、広報に努めるとともに、自発的なまち美化活動を支援します。

ア アダプト・プログラムの推進

目的:活動団体を増加させ、地域活性化を含めた総合的なまちづくりを推進します。

- (ア) 道路等公共空間の清掃、除草等、さまざまなアダプト・プログラムを推進します。
- (イ) 清掃用具の提供等、活動団体に必要な支援を行います。
- (ウ) 広報紙やホームページ、駅地下道「ギャラリー50」等にて活動内容を周知します。
- (エ) 活動団体が相互に交流し、情報等を共有できるよう支援を行います。

イ クリーンアップかまくら市内一斉清掃の推進

目的:参加者数を増加させ、まち美化を推進します。

- (ア) 市の共催事業であるクリーンアップかまくら市内一斉清掃を推進します。
- (イ) 広報紙やホームページ等にて市民、事業者、滞在者に広く参加を呼びかけます。

ウ 路上喫煙防止の推進(関連条例:鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例)

目的:鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例を周知し、路上喫煙を防止します。

- (ア) 路上喫煙禁止区域で路上喫煙防止指導員による指導を行います。
- (イ) 路上喫煙禁止区域での禁煙を進めるため、指定喫煙所を設置します。
- (ウ) 路上喫煙防止を周知するための表示等を設置します。

エ 不法投棄への対策(関連条例:鎌倉市廃棄物の不法投棄の防止に関する条例)

目的:不法投棄を防止します。

- (ア) 市道等の不法投棄に対しては、速やかに現地を確認し、撤去処分を行います。
- (イ) 不法投棄を行った者が判明した場合には、警察等と連携して対処します。
- (ウ) 不法投棄が繰り返される場所に防止看板を設置し、不法投棄者への警告を行います。
- (エ) 不法投棄された土地の所有者、管理者に、不法投棄物の撤去処分等の措置を指導します。
- (オ) 定期的に不法投棄防止のための巡回監視を行います。

オ あき地の適正管理(関連条例:鎌倉市あき地の環境保全に関する条例)

目的:あき地でのごみの散乱や雑草の著しい繁茂を抑止し、周辺環境を維持します。

- (ア) 雑草が著しく繁茂し不良状態のあき地の所有者等に、適正な管理を指導します。
- (イ) あき地の所有者等の希望に応じて適正な管理に必要な情報を提供します。

(ウ) 広報紙やホームページ等に活用し、あき地の適正な管理を呼びかけます。

カ 飲料等回収容器の適正管理

目的:飲料等の自動販売機に回収容器を設置し、ポイ捨てによる空き缶の散乱を防止します。

(ア) 飲料等の自動販売機における回収容器の設置、適正管理を指導します。

(イ) 必要に応じ回収容器設置状況の調査を行い、適正管理の実態を把握します。

キ 落書き対策(関連条例:鎌倉市落書き防止条例)

「鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画」にて策定。

ク 違反屋外広告物以外のはり紙への対応

「鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画」にて策定。

ケ 関係団体との連携

目的:まち美化に携わる関係団体と連携し、まち美化活動を推進します。

(ア) 自治会、町内会と連携し、まち美化活動を推進します。

(イ) アダプト・プログラム活動団体と連携し、まち美化活動を推進します。

(ウ) その他美化活動に取り組む個人や団体等と連携し、まち美化活動を推進します。

(エ) 地域の市民代表であるまち美化推進員と連携し、まち美化活動を推進します。

(オ) まち美化に関する地域からの要望を市民団体と連携して支援する枠組み作りを推進します。

コ その他の美化活動

(ア) 市内の散乱ごみの発生状況等を把握し、必要な対策を講じます。

(イ) 観光散乱ごみ分別式大型ごみ容器の清浄を保つとともに、ごみ持ち帰りの周知を図ります。

(ウ) 市施設周辺を清掃します。

(エ) 通い道クリーン運動を推進します。

(オ) 生活や事業活動の場で、ごみの発生抑制を意識したライフスタイル等の周知を図ります。

サ その他の広報活動

(ア) 広報紙やホームページ、鎌倉駅地下道「ギャラリー50」等を活用し広報活動を行います。

(イ) まち美化に関する広報活動について、公共交通機関等に協力を求めます。

(ウ) まち美化を主題に市内の児童生徒を対象とした作文や絵画のコンクール等を実施します。

シ その他の支援事項

(ア) 個人や団体からのまち美化活動に関する相談等に応じます。

(イ) まち美化活動に尽力した個人や団体を表彰します。

(ウ) 個人や団体のまち美化活動をホームページ等で広報します。

2 市民の役割

市が実施する施策に協力し、市内の美化のための活動を行います。

ア アダプト・プログラムの実施

- ・ 道路等公共空間の清掃、除草等、さまざまなアダプト・プログラムを実施します。

イ クリーンアップかまくら市内一斉清掃への参加

- ・ 市の共催事業であるクリーンアップかまくら市内一斉清掃に参加します。

ウ 喫煙マナーの遵守

- ・ 道路、公園等屋外の公共の場所で喫煙をしないように努めます。
- ・ 路上喫煙禁止区域内では、喫煙しません。

エ 不法投棄への対応

- ・ 不法投棄する者や不法投棄物を発見したときは、警察または市に通報します。

オ 所有地、管理地の適正管理

- ・ 所有、管理している土地等をごみの散乱や雑草の著しい繁茂がないよう清潔に保ちます。

カ その他の美化活動

- ・ マイバックでの買い物など、ごみの発生抑制を意識したライフスタイルを心がけます。
- ・ 自治会、町内会等は、庁内での一斉清掃等、まち美化活動を実施します。
- ・ 自宅周辺や通勤・通学路の清掃を行います。
- ・ ごみ出しのルールを守り、クリーンステーションの周囲を清潔に保ちます。
- ・ 自動車、バイク、自転車等を運転中に車輦等からごみを捨てません。

3 事業者の役割

市が実施する施策に協力し、まち美化活動に取り組みます。

ア アダプト・プログラムの実施

- ・ 道路等公共空間の清掃、除草等、さまざまなアダプト・プログラムを実施します。

イ クリーンアップかまくら市内一斉清掃への参加

- ・ 市の共催事業であるクリーンアップかまくら市内一斉清掃に参加します。

ウ 不法投棄への対応

- ・ 不法投棄する者や不法投棄物を発見したときは、警察または市に通報します。

エ 所有地、管理地の適正管理

- ・ 所有、管理している土地等をごみの散乱や雑草の著しい繁茂がないよう清潔に保ちます。

オ 飲料及びごみ回収容器の適正管理

- ・ スーパー、コンビニ等は、ごみ分別回収容器を設置し、その周囲を清潔に保ちます。
- ・ テイクアウト品販売事業者、はごみ回収容器を設置し、その周囲を清潔に保ちます。
- ・ 自動販売機による飲料販売事業者は回収容器を設置し、その周囲を清潔に保ちます。

カ その他の美化活動

- ・ 過剰包装を避るなど、ごみの発生抑制を意識した事業活動に努めます。
- ・ 地元自治会、町内会等と連携してまち美化活動を行います。
- ・ 事業所、店舗周辺を清掃します。
- ・ 通い道クリーン運動を実施します。

キ その他の広報活動

- ・ 市の実施するまちの美化に関する広報活動に協力します。
- ・ 職場内での研修等を活用し、まち美化意識を高めます。

4 滞在者の役割

市が実施する施策に協力し、まち美化のために行動します。

ア 喫煙マナーの遵守

- ・ 道路、公園等屋外の公共の場所で喫煙をしないように努めます。
- ・ 路上喫煙禁止区域内では、喫煙しません。

イ 不法投棄への対応

- ・ 不法投棄する者や不法投棄物を発見したときは、警察または市に通報します。

ウ その他の美化活動

- ・ 自らが出したごみは持ち帰ります。
- ・ 過剰包装の買い物を避るなど、ごみの発生抑制を意識したライフスタイルを心がけます。
- ・ 自動販売機で買った飲料の空き缶等は回収容器に入れ、ポイ捨てをしません。
- ・ 自動車、バイク、自転車等を運転中に車輦等からごみを捨てません。